

吉野川市間伐・造林促進事業補助のお知らせ

森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、山林の所有者が実施する間伐・造林に要する費用の一部を補助するための制度です。昨年度までは、間伐事業に対する補助だけでしたが、今年度より森林環境譲与税を活用して造林事業へも補助を拡大することとなりました。

●交付対象事業

間伐を実施し間伐材を搬出し、造林を実施する事業を行い、森林整備に係る国庫補助事業として採択されている事業



●交付対象者

1. 吉野川市内に山林を所有する個人
2. 1. に定める者から委任された業者および団体

●交付対象経費

事業の種類	補 助 率
間伐実施事業（切捨間伐）	1ヘクタール当たりの標準単価の10パーセント以内
間伐材利用促進事業（搬出間伐）	1ヘクタール当たりの標準単価の25パーセント以内
造林事業	1ヘクタール当たりの標準単価の10パーセント以内

※造林事業については、植え付け事業のみが対象となります。

※標準単価については、国庫補助事業の標準単価を基準としております。

●申請に必要なもの

1. 事業を実施する場所の位置図
2. 事業を実施する場所の写真（事業を実施する前のもの）
3. 山林を所有していることが確認できる書類
4. 申請者と土地所有者が異なる場合は、委任状などの書類

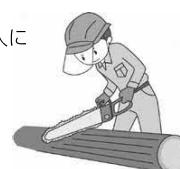
森林作業機械購入補助事業のお知らせ

令和5年度新規事業として、森林整備および里山林の保全管理のために、森林作業機械の購入を補助するための事業です。

●交付対象者

吉野川市内に住所を有する個人または法人

1. 森林法で定められた森林を市内に所有する者
2. 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体



●交付対象経費

森林の整備および里山林の保全管理に必要とされる機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで

※対象機械はチェーンソー、チッパーなどの森林作業機械

※交付金額は購入価格の2分の1で、上限は25万円

●申請に必要なもの

1. 補助対象費用の見積書の写し
2. 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し
3. 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しい申し込み方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせください。



市ホームページ
二次元コード

●問い合わせ 農林業振興課 ☎22-2228 FAX22-2237

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル【189】へ連絡を!

狩猟免許取得補助事業

～あなたもハンターになりませんか?～

令和5年度新規事業として、新たに狩猟免許（銃猟・わな猟・網猟）を取得し吉野川市地区獵友会（以下、地区獵友会）に加入した方、また、新たに狩猟免許を取得した地区獵友会員の方を対象に、その取得に要する経費を助成します。

●交付対象者（次のいずれにも該当する方）

- ①吉野川市内に住所を有する方
- ②令和5年4月1日以降に狩猟免許を取得する方
- ③狩猟免許を取得した日から2年を経過しない日までに、地区獵友会に所属している方



●交付対象経費

- ①徳島県が行う狩猟免許試験に係る手数料
- ②一般社団法人徳島県獵友会が行う講習（狩猟免許試験のためのものに限る）の受講に係る費用



●申請に必要なもの

- ①吉野川市狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）
- ②取得した狩猟免許に係る狩猟免状の写し
- ③交付対象経費に係る領収書の写し
- ④補助金振込先の通帳の写し

（参考）

●令和5年度狩猟免許試験日程

7月23日（日）、8月27日（日）、10月22日（日）

令和6年1月21日（日）

問い合わせ・申し込み

徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課（☎ 088-621-2262）



●狩猟免許試験初心者講習会

狩猟免許試験の同時期頃に開催

問い合わせ・申し込み

徳島県獵友会（☎ 088-623-1617）

詳しい申し込み方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせください。



市ホームページ
二次元コード

●問い合わせ・申し込み 農林業振興課 ☎22-2228 FAX22-2237

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで

☎22-2203 FAX22-2244